

質問回答

2017 年 12 月 8 日

「(案件名)バングラデシュ国 GNSS 連続観測点及び検潮所整備計画協力準備調査」

(公示日:2017 年 11 月 30 日/公示番号:170811)業務指示書に関する質問と回答は以下のとおりです。

通 番 号	当該頁項目	質問	回答
1	p.5 第 7 見積価格及び内 訳書	バングラデシュ国のコンサルタント等契約における一般管理費等率の基準は、2016 年 12 月 1 日以降、2018 年 1 月 31 日までに発生した又は発生する業務従事人月（国内及び現地）を一般管理費等率 10%加算の対象となっております。 本件では、1 月分までは加算対象、2 月以降は非加算で見積もりを行えばよろしいでしょうか。	大変お手数ですが、ご理解のとおりの計算で見積積算をお願いします。
2	P.15 5. 業務の実施方針及 び留意事項 (4)本協力準備調査に おける現地渡航にかか る留意点	第 1 回現地調査（コンサルタント団員最大 6 名）、第 2 回現地調査（コンサルタント団員 1 名）、第 3 回現地調査（コンサルタント団員 1 名）、第 4 回現地調査（コンサルタント団員 1 名）となっておりますが、調査で渡航するコンサルタント団員を増やしたいと考えています。安全対策上、どの程度まで増員することが可能でしょうか。	バングラデシュでは、本調査も含めて JICA 事業関係者の全体の滞在可能人数の制限があります。そのため、団員数を増やすご提案を頂いたとしても、ご希望に添えない可能性があるため、原則は当方提示の人数で、要員計画を作成願います。 なお、派遣人数の制限により、調査の質が落ちる場合はその旨記載の上、制限が緩和された場合に、どの程度の増員があれば、質が確保できるか、「オプション」として記載頂けると、制限緩和の際の契約変更が円滑になると考えます。 プロポーザルは、「オプション」を外した提案内容で評価します。
3		第 1 回現地調査について、日程が 1 月 20 日-2 月 9 日と指定されておりますが、調査の効率を考え、一部団員は若干前後して滞在することは可能でしょうか。また、可能で合った場合何日程度まで前後させることが可能でしょうか。	出発は 1 月 20 日到着固定でお願いします。各団員の滞在期間は、全体の人月の中でご調整頂き問題ありませんが、安全管理上、最長でも 2 月 9 日までにはご帰国願います。
4		第 1 回現地調査について、団員構成は「JICA 調査団 3 名(-1 月 26 日)、コンサルタント団員最大 6 名」とあります	その理解で間違いありません。雨季に入る前に現地調査を終える必要があるため、特に集中して業務を実施する必要があるの

		が、コンサルタント団員は第一回現地調査を通じて、最大6名が同時期に現地業務を実施できるという理解でよろしいでしょうか。	ではないかと想定しています。
5		「第2回現地調査は第1回現地調査において合意に至らなかった内容について協議し、合意する。」とあり、団員構成は「JICA調査団3名、コンサルタント団員1名(験潮所整備計画担当の団員は含まない)」とありますが、合意に至らなかった内容に、験潮所整備計画の事項が含まれる場合は、他の団員が験潮所整備計画の合意作業を担当するとの理解でよろしいでしょうか。	験潮所については供与コンポーネントから外すと言うのが基本方針となっています。仮に第一回現地調査において含めるとの判断となった場合は、契約変更にて団員を追加頂くことも検討・協議します。
6		第4回目の渡航は、2018年6月9日～6月15日の期間で予定されています。2018年のラマダンは5月16日～6月14日が予定されていますが、ラマダン及びイード休暇中の渡航は可能なのでしょうか。	次年度のラマダン及びイード期間中の渡航可否については、今後検討させて頂く予定ですが、イード期間中のご渡航は避けて頂く前提でプロポーザルを作成頂くようお願い致します。ラマダン期間中の渡航については当機構としての検討が完了次第、最終的にその可否を判断させて頂き、必要に応じ契約の変更を協議・検討します。
7	P.18 (7) サイト状況調査(電子基準点設置場所現地調査) P.27 6.現地再委託	電子基準点の設置場所確認のための現地調査は、協議結果を反映した同配点計画を基に実施することになっていますが、本プロポーザルの段階では現地再委託にかかる費用については、要請書に記載されている点数(70点)および配点計画で見積もりを行うという前提でよろしいでしょうか。	プロポーザルの段階では、要請書に記載されている点数(70点)および配点計画で見積もり願います。
8	P.19 「2」対象地域は全国だが、(中略)調査団は全ての現地調査には同行せず、必要な箇所には同行し、(以下略)」および P.28 「6)ダッカ市外への訪問(以下略)」	電子基準点の設置予定箇所はダッカ市外と考えられるが、バングラデシュの安全対策上、「バングラデシュ警察による武装警護の帯同が必要な場合、その手配は実施機関を通じて行うこと」となっており、今回の場合は武装警護の帯同が必要と考えるべきでしょうか。その場合に必要と考えられる経費は計上すべきでしょうか。	武装警護はバングラデシュ政府にて手配されますので、経費への計上は不要です。

以上